

ユニバーサルデザインまちづくり を推進していきます

ユニバーサルデザインまちづくりとは

建築物や道路、公園等の都市施設に関し、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人々が安全に、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちの実現を図るための取組です。

1 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例を全面施行します(10月1日)

○事前協議

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則で定める特定都市施設のうち、一定の種類及び規模を有する施設の新設・改修をしようとする施設所有者等は、整備基準への適合に関して、あらかじめ区との協議を行っていただきます。



○届出

特定都市施設を新設・改修しようとする場合は、工事着工の30日前までに、設計内容の整備基準への適合に関して、区に届け出ていただきます。

※これまで提出を求めていた東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出は、10月1日から不要となります。



○工事の完了報告

届出を行った施設の新設・改修に係る工事が完了したときは、整備基準への適合状況に関して、速やかに区に報告していただきます。

<計画から使用開始までの流れ>



2 ユニバーサルデザインまちづくりの普及啓発を進めます

○ユニバーサルデザインまちづくりガイドブックを配布しています



ガイドブック

【10のテーマ】

- ①ユニバーサルデザインとは？
- ②避難所運営管理訓練
- ③おもてなし
- ④コミュニケーション
- ⑤ユニバーサルデザインの活用
- ⑥交流の場の作り方
- ⑦様々なニーズを知る手法
- ⑧ニーズを反映した施設整備
- ⑨案内サイン・印刷物を作るポイント
- ⑩困っている人への誰もができる支援



ガイドブック編集に向けた
意見交換の様子

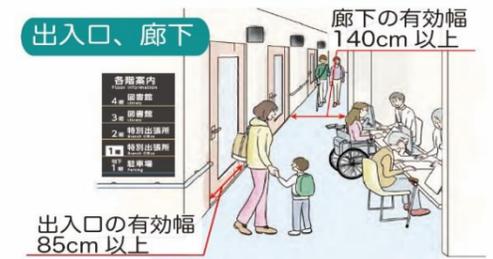
○条例の概要を示したパンフレットを配布しています



パンフレット

【掲載内容】

- ・整備基準の例
- ・条例の概要
- ・事務手続きの流れ
- ・条例の対象施設
- ・Q&A



整備基準の例

○整備基準等をわかりやすく示した施設整備マニュアルを頒布しています

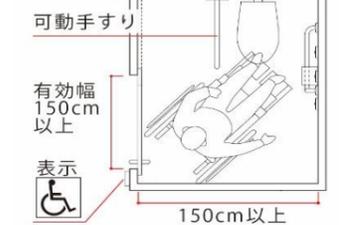


施設整備マニュアル

【掲載内容】

- ・条例の概要
- ・事務手続きの流れ
- ・整備基準の考え方
- ・条例の対象施設
- ・各整備項目の整備基準、解説、図解
- ・先進的取組の紹介コラムなど

■側方進入の場合



図解例(車椅子使用者用トイレ)